

# 印刷会社 のための 知的財産

連載  
第10回

## 裁判例紹介

### 事件名： 立体イラスト事件

…出版物のデザイン制作を委託した出版社に過失があったかが争われた事件…

東京地裁平成16年6月25日判決  
平成15年(ワ)4779号

#### ◆実務上のポイント

印刷会社がイラスト等の制作を外部のデザイン制作会社に委託した場合、印刷会社は、「制作・出版行為に携わるプロ」として、その制作行為につき、通常よりも高いレベルでの注意義務が求められる可能性があります。

全てを制作会社に任せているからと安心せず、制作過程において、デザイン制作会社に制作過程が分かる資料の提出を求めるなど、制作過程の管理・監督を適切に行い、第三者の権利侵害がないよう注意することが必要と考えられます。

#### ◆本件を取り上げた理由・趣旨

本件は、出版物のデザイン制作を委託した出版社に過失があったかが問題となった事案です。裁判所は、「出版社は、『レンタルポジは不可、著作権フリーのものは可』という条件を提示していたものの、それだけでは出版社の注意としては不十分」と判断し、出版社の過失を認め、侵害行為に対する責任があるとした。

一般には、侵害リスクの回避のために、契約において、制作会社に対して「著作権等の権利侵害をしていないこと」の保証を求めることが多いかと思われれますが、上記の判示内容の趣旨からすると、印刷会社のような「専門家」が委託者となる場合は、「それだけでは、侵害回避のための注意として不十分である」とされる可能性があります。

印刷会社は、出版社と同様「制作・出版行為に携わる者」として、通常とは異なる対応を求められる可能性があることから、本件を通じて、印刷会社が外部にデザイン制作等を委託する際の留意点を検討してみたいと思います。

#### ◆事件の概要

個人イラストレーターである原告Fは、平成8年頃にイラスト3点を作成しました。原告のイラストは、株式会社ナンバースリーが同年に発行したイラストのカタログ「デザイナーズディクショナリー5」に掲載されたほか、平成9年から平成11年までに、受験用参考書の表紙カバーや大学生協や企業のポスター等に使用されていました。

被告LEC（株式会社東京リーガルマインド）は、

法律資格、人間教育に関する講座等の企画・運営、出版物の発行等を行っている会社です。

被告LECは、平成11年7月頃、自らが発行する受験参考書シリーズのカバーデザインに関するコンペを実施しました。このとき、被告LECは、コンペ参加者に対し、「イラストあるいは写真は、著作権フリーかオリジナルのものを使用するように」と注意を促していました。

コンペの結果、被告本間デザイン（有限会社本間デザイン事務所）が作成したイラストが採用され、被告LECは、平成11年10月頃から平成15年4月末までの期間に、被告本間デザインのイラストを計153点の書籍の表紙又は表紙カバーに使用して、出版し、販売・頒布しました。

原告Fは、平成14年9月9日配達の内容証明郵便で、被告LECに対し、被告LECが原告のイラストを模倣改変したイラストを使用しているとして、書籍の販売中止等を求めましたが、被告LECはこれに応じませんでした。

そこで、原告Fは、同月30日配達の内容証明郵便で、被告本間デザインに対し、被告イラストを使用しないよう警告し、あわせて同日配達の内容証明郵便で、被告LECに対し、問題となった書籍の販売の中止を再度求めましたが、被告LECは、被告本間デザインの代表者から「問題ない」旨の回答を得たことから、販売中止に応じませんでした。

そのため、原告Fは、被告LEC及び被告本間デザインに対し、同年12月2日付内容証明郵便で3度目の警告をしましたが、結局、被告LECが書籍の販売を中止しなかったことから、原告Fは、被告のイラストが、原告のイラストの複製物ないし翻案物であるとして、著作権ないし著作者人格権に基づき、被告LECに対して問題となったイラストが使用された書籍の出版等の差止めを求めるとともに、被告LEC及び被告本間デザインに対し、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求める訴訟を提起しました。

## ◆判決要旨

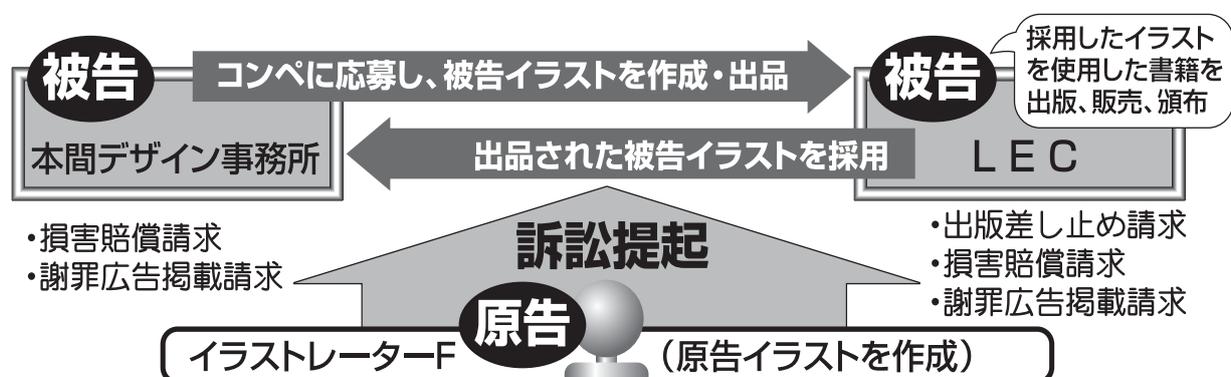
### 1. 判決・主文（要約）

被告LECは書籍について、被告イラストを使用して発行、販売又は頒布してはならない。

被告らは、原告Fに対して、連帯して1,025万円及び所定の遅延損害金を支払え。

### 2. 主な争点と裁判所の判断（要約）

（ここでは、主に被告LECの過失責任の有無についての判断を記載します。判決全文は、最高裁判所の知的財産権裁判例集<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/B5077EAE55733A5A49256F2B00306CB6/?OpenDocument>をご参照下さい。）



#### 著作権侵害の成否

裁判所は、次の理由から、被告らによる原告のイラストの著作権侵害及び著作者人格権侵害を認めました。

- ア) 具体的表現方法を含む多くの共通点があり、このような一致は偶然によるものとは考え難い。
- イ) 具体的表現において、独自の表現を加えている点を考慮してもなお、被告イラストは原告イラストの翻案物に該当すると認めるのが相当である。
- ウ) 被告イラストの制作は、原告Fの意に反して原告イラストの改変をなす行為であり、同一性保持権の侵害に当たる。

#### 被告LECの責任の有無

次に、裁判所は、被告LECによる「著作権侵害を認識し得る事情がなく、美術の著作物の素人であって侵害の有無を調査する手段も有していないため、責任がない」との主張に対し、被告LECの過失（責任）を認め、その理由を以下のように述べています。

「被告LECは、書籍の編集、出版等を業としている株式会社であり、その編集、出版する書籍が他人の著作権や著作者人格権を侵害することのないよう注意を払い、かかる侵害に該当しないことを確認する義務を負うものというべきである。原告イラストが、受験用参考書の表紙カバーや大学生協ないし企業のポスター等に使用されていたことや、被告LECが被告本間デザインに対し、イラストの制作について参考にした資料の提出を求める等必要な調査を行い得る立場にあったことに照らせば、被告LECにおいて注意義務を尽くせば、被告イラストと原告イラストとの類似性について認識し得たものというべきである。

ところが、被告LECは、被告イラストの制作について、被告本間デザインに対し、コンペ出品の条件としてレンタルポジは不可、著作権フリーのものは可、との条件を告げたに留まり、被告イラストを書籍に使用するにあたって、第三者の著作権や著作者

人格権を侵害することのないように注意を払ったことを窺わせる事実は一切認められない。

この点、被告LECは、美術の著作権について素人であるから、専門家である被告本間デザインに制作を委託した以上、特段の事情が無い限り、自ら著作権や著作者人格権侵害のないよう注意を払う義務はないし、そのような注意を払うのは不可能である旨主張する。しかしながら、書籍の編著、出版には、言語の著作物だけでなく、美術の著作物をも使用するのが通常であり、書籍の編著、出版を業とする被告LECが、美術の著作物について著作権等を侵害することのないよう注意を払う義務を負わないということではできない。特に、本件においては、被告LECは、コンペを実施して被告本間デザインの提案するイラストを採用するか否が決定する立場にあったものであり、実際、被告本間デザインに対し、デザインの要望を述べるなどしているのであって、被告本間デザインに対し、イラストの制作について参考にした資料の提出を求める等必要な調査を行い得る立場にあったというべきである。」

### ◆解説

#### 1. 委託者の過失責任について

本件で注目すべきは、(具体的な制作業務を行っていない)委託者の立場である被告LECに落ち度を認めている点にあります。具体的には、「イラストの制作について参考にした資料の提出を求める等、第三者の著作権や著作者人格権を侵害しないために必要な調査を行う義務を怠った」というものです。

委託者側の立場からすれば、「制作者側で起こした問題であるのに、委託者にとって厳しすぎるのではないか」という意見もあるでしょう。

しかし、次の事情からすると、妥当とも考えられ、印刷会社が外部の制作会社に制作を委託する場合も、同様の判断が出される可能性があるかと思われます。

著作権法においては、制作についての判断権限を持ち、作成したイラスト等を使用した書籍等を販売して経済上の利益を得ている者（すなわち委託者）も侵害主体として責任を追及されるとの考え方があること。

出版社は、日常業務において、文章やイラスト等の著作物を取り扱っており、業務フロー内でチェックシステムを設けることも可能であって、他の業種よりも高い注意義務が求められること（印刷会社も同様の立場と考えられます）

## 2. 近時の著作権法改正から

平成15年の著作権法改正(平成16年1月1日施行)では、第114条の2として具体的態様の明示義務が規定されました（なお、本件は、改正法施行前の事件ですので、本条の適用はありません）。これは「著作権侵害を否認する場合には、否認する側において、侵害したと主張される行為の具体的態様について説明をしなければならない」という内容の規定で、著作権侵害を主張する側の立証責任を軽減したものです。つまり、著作権を侵害していない具体的根拠・資料等を明らかにできなければ、訴訟に負けてしまう可能性があるということです。

委託した制作行為の適切な管理・監督（参考にしたものがないかを確認する、制作の経過を資料としてまとめておく等）を行うことは、訴訟対応の観点からも望ましいことといえるでしょう。

## 3. 著作権侵害回避のための実務

### ①オリジナルであることを裏付ける資料等の確保

まず、オリジナルでイラスト等の制作物を作成した場合には、著作権侵害の問題は生じません。特許権等の産業財産権とは異なり、著作権法では、偶然の一致により、同一又は類似の著作物が作成された場合は、権利侵害とはなりません（それぞれに著作権が発生し、並存することになります）

この「偶然の一致」であることを立証するためには、委託者側で、制作過程の記録などオリジナルの制作物であることを裏付けるための資料等を確保しておくことが重要になります。

### ②制作過程の記録等の保管

次に、外部に委託して作成された制作物が第三者の著作権を侵害していた場合、委託者には侵害行為につき過失がなかった（従って、責任がない）との主張をすることが考えられます。制作過程において行った指示、確認、管理等を具体的に挙げ、必要な注意を尽くした結果であることを主張することになりますが、この主張が認められれば、委託者には、侵害行為に対する損害賠償責任は生じないことになります。この主張を行うためには、委託者として適切な管理・監督を行っていたことを立証するための記録、資料等を残しておくことが必要となります。

## 4. 終わりに

前述のような管理や対応を、日常業務の全てにおいて実行するのは、負担が大きく困難かもしれません。

しかし、たとえ完全ではなくても、簡単なメモやスケッチにより、コンセプトからどのようにして具体的な表現形態に落とし込んで制作されたのかを記録しておくなど、少しでも経過を残していくことは可能でしょうし、また、日常の業務フローにおいては、制作会社に対する制作内容の確認等の管理が全くできていないということはないはずです。

また、このような確認、管理を適切に行うことは、自社の従業員や外部の制作会社にコンプライアンスの意識を根付かせることとなり、侵害の予防にも繋がるものと思います。

日々の業務において、著作権侵害を回避するための努力を続けることは、制作・出版行為に携わる者として、印刷会社に望まれる姿勢といえるでしょう。